

# 9 個人情報の取り扱いについて

## 1 個人情報保護法

個人情報とは...個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるものをさします。

いままで、5,000件を超える個人情報を扱っていなければ法の対象となりませんでした。平成29年5月30日の法改正により、営利、非営利を問わず名簿等の個人情報を取り扱っている**小規模団体も適用対象**となりました。このことにより、私たち自治会、町内会も今まで以上に個人情報の慎重な取り扱いが求められることになりました。

しかしながら、**本人の知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないよう配慮していれば**、基本的な取り扱いに**問題はありません**。

## 2 名簿を作成利用する上で必要なこと

- ◎ **個人情報を提供してもらう際は、あらかじめ利用目的を決めて、本人に伝えること。**
- ◎ **配布の範囲や内容について同意を得ること。**

## 3 取り扱いの7つのチェックポイント

- ① 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- ② 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。
- ③ 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること。
- ④ 個人情報のうち要配慮個人情報については、特別なルールを守らなければならない。
- ⑤ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- ⑥ 取得した個人情報は安全に管理すること。
- ⑦ 苦情の申し出に対応すること。



## 4 そのほか気を付けること

- ◎ 個人情報を第三者に渡すときは、記録を残し原則3年保存する。
- ◎ 第三者から個人情報をもらうときは、「氏名」「第三者が取得した経緯」等を確認・記録し原則3年記録を保存する。
- ◎ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用しない。(罰則が科されます。)

※ **自治会町内会の運営をする上で、会員の皆様の個人情報は必要不可欠なものです。ルールを守って有効に活用しましょう。**

※ **わからないことがあれば、専門の相談窓口があります。区役所にお問い合わせください。**

